

制定 平成25年12月6日 原管P発第1312063号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド（原管P発第1306197号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月6日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイドの一部改正について

実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイドを別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は平成25年12月18日から施行する。

改正前	改正後
<p data-bbox="498 302 1145 380">实用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド</p> <p data-bbox="724 436 920 470">平成25年6月</p> <p data-bbox="691 527 952 560">原子力規制委員会</p> <p data-bbox="210 659 1427 829">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の31第4項及び实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「实用炉規則」という。)第113条に基づく運転期間延長認可申請書の記載内容について、以下のとおり示す。</p> <p data-bbox="210 840 1403 917">本規程において使用する用語は、原子炉等規制法及び实用炉規則において使用する用語の例による。</p> <p data-bbox="210 928 1433 1052">なお、運転期間延長認可申請書の記載に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、实用炉規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、实用炉規則に適合するものと判断するものである。</p> <p data-bbox="210 1152 890 1186">1. 運転期間延長認可申請書に係る記載について</p> <p data-bbox="210 1197 1243 1230">1. 1 实用炉規則第113条第1項第4号の「延長しようとする期間」について</p> <p data-bbox="210 1241 1415 1365">(1) 延長しようとする期間並びに当該期間の開始日及び満了日を記載すること。なお、当該期間の開始日は、原子炉等規制法第43条の3の31第1項の「発電用原子炉を運転することができる期間」を経過した日を指す。</p> <p data-bbox="210 1423 1020 1457">2. 運転期間延長認可申請書添付書類に係る記載について</p> <p data-bbox="210 1467 1433 1591">2. 1 实用炉規則第113条第2項第1号の「申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類」について(略)</p> <p data-bbox="210 1650 1415 1774">2. 2 实用炉規則第113条第2項第2号の「延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類」について</p> <p data-bbox="210 1785 350 1818">(1) (略)</p> <p data-bbox="210 1829 1415 1906">(2) 記載事項については、次のとおりとする。ただし、劣化状況評価の対象となる機器・構造物のうち、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査方針</p>	<p data-bbox="1777 302 2424 380">实用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド</p> <p data-bbox="1961 436 2237 470">平成25年6月19日</p> <p data-bbox="1929 480 2270 514">平成25年12月6日改正</p> <p data-bbox="1961 527 2237 560">原子力規制委員会</p> <p data-bbox="1492 659 2709 829">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の32第4項及び实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「实用炉規則」という。)第113条に基づく運転期間延長認可申請書の記載内容について、以下のとおり示す。</p> <p data-bbox="1492 840 2686 917">本規程において使用する用語は、原子炉等規制法及び实用炉規則において使用する用語の例による。</p> <p data-bbox="1492 928 2715 1052">なお、運転期間延長認可申請書の記載に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、实用炉規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、实用炉規則に適合するものと判断するものである。</p> <p data-bbox="1492 1152 2172 1186">1. 運転期間延長認可申請書に係る記載について</p> <p data-bbox="1492 1197 2525 1230">1. 1 实用炉規則第113条第1項第4号の「延長しようとする期間」について</p> <p data-bbox="1492 1241 2691 1365">(1) 延長しようとする期間並びに当該期間の開始日及び満了日を記載すること。なお、当該期間の開始日は、原子炉等規制法第43条の3の32第1項の「発電用原子炉を運転することができる期間」を経過した日を指す。</p> <p data-bbox="1492 1423 2303 1457">2. 運転期間延長認可申請書添付書類に係る記載について</p> <p data-bbox="1492 1467 2709 1591">2. 1 实用炉規則第113条第2項第1号の「申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類」について(略)</p> <p data-bbox="1492 1650 2691 1774">2. 2 实用炉規則第113条第2項第2号の「延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類」について</p> <p data-bbox="1492 1785 1632 1818">(1) (略)</p> <p data-bbox="1492 1829 2691 1906">(2) 記載事項については、次のとおりとする。ただし、劣化状況評価の対象となる機器・構造物のうち、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査方針</p>

(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)において定義されるクラス3の機能を有するものであって、高温・高圧の環境下にある機器以外のものについては、下記2. 3の「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針」の策定の対象としたものを除き、⑧から⑱までの事項の記載を要しないものとする。

①～② (略)

③申請書提出時点において、技術基準規則(運転開始以後40年を経過する日において適用されているものに限る。)に定める基準に適合していないものがある場合には、当該基準への適合に向けた取組及びそのスケジュール

④～⑱ (略)

2. 3 実用炉規則第113条第2項第3号の「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類」について  
(略)

別紙

(略)

(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)において定義されるクラス3の機能を有するものであって、高温・高圧の環境下にある機器以外のものについては、下記2. 3の「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針」の策定の対象としたものを除き、⑧から⑱までの事項の記載を要しないものとする。

①～② (略)

③申請書提出時点において、技術基準規則(運転開始以後40年を経過する日において適用されているものに限る。)に定める基準に適合していないものがある場合には、当該基準への適合に向けた取組及びそのスケジュール(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第43条第2項に規定される可搬型重大事故等対処設備についても該当するものがある場合は記載すること。)

④～⑱ (略)

2. 3 実用炉規則第113条第2項第3号の「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類」について  
(略)

別紙

(略)